

令和5年度の福井労働局雇用環境・均等室における雇用均等関係法令の施行状況について

(1) 相談の状況

令和5年度に寄せられた総合労働相談 8,495 件のうち、均等関係法令(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法)に関する相談件数は、のべ合計 1,221 件(前年度 1,620 件、前年度比 24.6%減)であった。

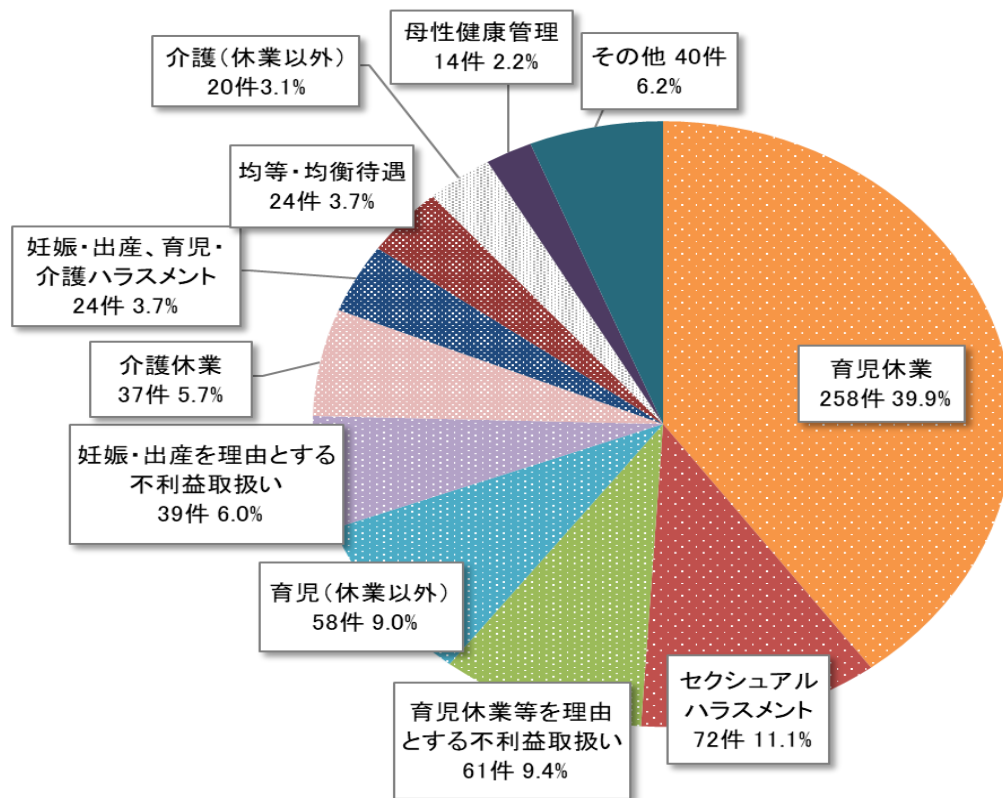
法令毎の内訳は、男女雇用機会均等法 142 件、育児・介護休業法 472 件、パートタイム・有期雇用労働法 33 件、労働施策総合推進法 574 件で、労働施策総合推進法関係の相談が最も多かった。

表 A 相談件数の推移

(件)

相談件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男女雇用機会均等法	297	224	142
育児・介護休業法	635	892	472
パートタイム・有期雇用労働法	39	51	33
労働施策総合推進法	93	453	574
合計	1,064	1,620	1,221

図1 相談の内訳(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法の項目について)



雇用環境・均等室に寄せられた主な相談(労働者からのもの)

- 出生時育児休業(産後パパ育休)中の就労について知りたい。
- パパママ育休プラスの制度について知りたい。
- 勤務先でパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントを受けたが、企業側に相談しても対応してもらえなかった。どうしたらよいか困っている。
- 企業側へ育児休業の申し出を行ったところ時給を下げると言われ、困っている。
- 配偶者が出産した後に育児短時間勤務を取りたいが、どのように企業側へ相談すればよいか教えてほしい。

(2) 是正指導の状況

雇用環境・均等室が行った、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関する是正指導項目は866件(前年度464件、前年度比86.6%増)であった。

その内訳は男女雇用機会均等法関係が80件、育児・介護休業法関係が513件、パートタイム・有期雇用労働法が242件、労働施策総合推進法が31件であった。

(3) 是正指導の状況(各法律別)

① 是正指導の状況(男女雇用機会均等法第29条)

雇用管理の実態把握を行った57社のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された41社(71.9%)に対し、合計80件の是正指導を実施した。

指導事項の主な内容は、「セクハラ事業主の責務」16件(20.0%)、「妊娠等ハラスメント事業主の責務」16件(20.0%)となっている。

表B 主な是正指導件数の推移 (件)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	17	(13.8%)	10	(10.6%)	15	(18.8%)
セクハラ事業主の責務 (第11条の2の第2項及び第3項)	16	(13.0%)	15	(16.0%)	16	(20.0%)
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	20	(16.3%)	14	(14.9%)	14	(17.5%)
妊娠等ハラスメント事業主の責務 (第11条の4の第2項及び第3項)	16	(13.0%)	15	(16.0%)	16	(20.0%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	36	(29.3%)	29	(30.9%)	19	(23.8%)
全ての男女雇用機会均等法関係事項の合計	123	—	94	—	80	—

② 是正指導の状況(育児・介護休業法第56条)

雇用管理の実態把握を行った151社のうち、何らかの育児・介護休業法違反が確認された134社(88.7%)に対し、513件の是正指導を実施した。

指導事項の主な内容は、育児関係では、「育児休業制度」46件(15.6%)、「雇用環境整備」69件(23.4%)、「所定労働時間の短縮措置等」が92件(31.2%)となっている。

介護関係では、「介護休業制度」38件(20.2%)、「介護休暇制度」24件(12.8%)、「所定労働時間の短縮措置等」86件(45.7%)となっている。

表C① 主な是正指導件数の推移(育児関係) (件)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
育児休業(第5条関係)	14	(9.5%)	35	(24.0%)	46	(15.6%)
子の看護休暇制度(第16条の2、第16条の3関係)	28	(19.0%)	18	(12.3%)	26	(8.8%)
雇用環境整備(第22条関係)	—	—	21	(14.4%)	69	(23.4%)
所定労働時間の短縮措置等(第24条第1項関係)	81	(55.1%)	49	(33.6%)	92	(31.2%)
休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	20	(13.6%)	13	(8.9%)	14	(4.7%)
全ての育児関係事項の小計	147	—	146	—	295	—

表 C② 主な是正指導件数の推移（介護関係） (件)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
介護休業(第11条関係)	19	(22.4%)	37	(45.7%)	38	(20.2%)
介護休暇制度(第16条の5、第16条の6関係)	31	(36.5%)	13	(16.0%)	24	(12.8%)
所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	0	(0%)	6	(7.4%)	86	(45.7%)
休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	20	(23.5%)	13	(16.0%)	14	(7.4%)
全ての介護関係事項の小計	85	—	81	—	188	—

③ 是正指導の状況（パートタイム・有期雇用労働法第18条等）

雇用管理の実態把握を行った181社のうち、何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された132社(72.9%)に対し、242件の是正指導を実施した。

指導事項の主な内容は、「労働条件の文書交付等」74件(30.6%)、「不合理な待遇の禁止」69件(28.5%)、「相談のための体制の整備」の44件(18.2%)となっている。

このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して「事業主等に対する援助(第19条)」に基づく助言を180件行った。

表 D 主な是正指導件数の推移 (件)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
労働条件の文書交付等(第6条第1項)	2	(1.2%)	1	(1.1%)	74	(30.6%)
就業規則の作成手続(第7条)	46	(27.5%)	24	(27.6%)	0	(0%)
不合理な待遇の禁止(第8条)	14	(8.4%)	6	(6.9%)	69	(28.5%)
均衡を考慮した教育訓練(第11条第2項)	20	(12.0%)	8	(9.2%)	0	(0%)
相談のための体制の整備(第16条)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	44	(18.2%)
全てのパートタイム・有期雇用労働法関係事項の合計	167	—	87	—	242	—

④ 是正指導の状況（労働施策総合推進法第35、36条）

雇用管理の実態把握を行った41社のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された18社(43.9%)に対し、31件の是正指導を実施した。

指導事項の主な内容は、「パワーハラスメント防止措置」14件(45.2%)、「事業主の責務 研修の実施等」14件(45.2%)となっている。

表 E 主な是正指導件数の推移 (件)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	4	(57.1%)	13	(41.9%)	14	(45.2%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係)	2	(28.6%)	13	(41.9%)	14	(45.2%)
全ての労働施策総合推進法関係事項の合計	7	—	31	—	31	—

【均等関係法令の相談】

●福井労働局 雇用環境・均等室 (福井春山合同庁舎9階) ☎0776 (22) 3947